

## 7. 予防接種台帳の作成と予防接種実施状況の報告

1. 市町村（特別区）長の役割として、予防接種台帳の作成と5年間の保存、予防接種実施報告があります。
2. 予防接種法施行令第六条の二により、予防接種を受けた者の住所、氏名、生年月日、性別、実施年月日などについて予防接種台帳に記録し、予防接種を受けた者から記録の開示を求められたときは、正当な理由なくこれを拒んではならないと規定されています。
3. 予防接種実施報告はBCGとそれ以外の予防接種で若干の違いがありますが、BCGに関しては、予防接種法施行規則第3条の規定に基づき、実施年月日と接種者数を翌月10日までに都道府県知事に報告することが求められています。BCG以外の定期予防接種については、予防接種法施行令第7条の規定により、「地域保健・老人保健事業報告」の作成要領に従って保健所長（特別区と政令指定都市は都道府県知事）に報告しなければならないと規定されています。

**Q 1**

「明らかな発熱を呈している者」について、具体的に教えてください。

**A**

発熱はいろいろな疾患の前駆症状である場合があります。このような場合には、予防接種を中止する必要があります。

明らかな発熱とは、通常37.5℃以上をさし、検温は、接種を行う医療機関（施設）で行い、接種前の対象者の健康状態を把握することが必要です。